

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備**、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患の発生予防・まん延防止対策のための**飼養衛生管理向上及び農場の分割管理に必要な施設整備**を支援します。

<事業目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 病性鑑定を実施するための施設整備

家畜保健衛生所等において、**家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施**するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。

2. 飼養衛生管理向上施設整備

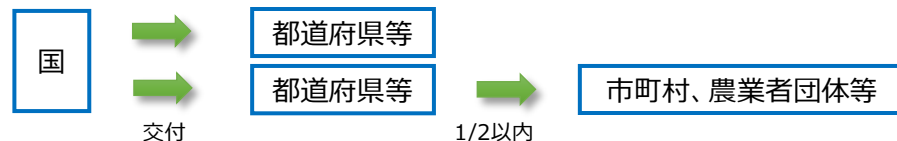
農場への**野生動物侵入防止柵**、豚熱・アフリカ豚熱対策のための**車両消毒エリア**及び**離乳豚舎前室**並びに高病原性鳥インフルエンザ対策のための**鶏舎入気口フィルター**及び**細霧装置**の整備を支援します。

3. 農場の分割管理の導入

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、**農場の分割管理**に取り組む場合に追加で必要となる**更衣室**、**車両消毒施設**、**農場境界柵**、**堆肥舎等の設備・機器**等の整備を支援します。

<事業の流れ>

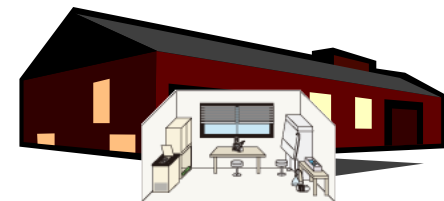
交付（1/2以内）



<1の事業>

家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための

- ・遺伝子検査
 - ・解剖及び採材
 - ・病性鑑定畜の保管
- 等を実施するための施設を整備



<3の事業>

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ

